

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
2月21日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)……………二
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課)……………二
- 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………三
 - 県管川東西地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地等の指定 (農村整備課)……………三
 - 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)……………四
 - 林業種苗生産事業者講習会の開催 (森林整備課)……………四
- 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施……………四

山口県告示第四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年二月二十一日から同年三月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十九年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
住 所 山陽小野田市大学通二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 山口東京理科大学
所在地 山陽小野田市大学通二丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 (食/日)力	予 定 手 続	予 定 日 期	
六六の六	六〇〇	平成二九、四月、一	平成三〇、二月、二八	平成三〇、四月、一
備考	「六六の六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の六の飲食店に設置されるちゆう房施設をいう。			

使用の間隔は一日当たり八時間、連続使用時間八時間、季節的変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六六の六	七	八、六	二、八〇
水素イオン濃度 (水素指数)	六	六	三、〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	二、八〇	三、〇〇	三、〇〇
浮遊物質 (mg/l)	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
油類 (mg/l)	四、〇	四、〇	三、〇〇
窒素 (mg/l)	五、〇	五、〇	三、〇〇
リン (mg/l)	六、〇	六、〇	三、〇〇
窒素 (mg/l)	四	四	二、〇
リン (mg/l)	五	五	二、〇

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
七	八、六	八、六	一、六〇
水素イオン濃度 (水素指数)	六	六	二、〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	二、五	三、〇	二、〇〇
浮遊物質 (mg/l)	三、〇	三、〇	二、〇〇
油類 (mg/l)	四、〇	四、〇	二、〇〇
窒素 (mg/l)	五	五	二、〇〇
リン (mg/l)	五	五	二、〇〇

山口県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社エス マイル 広島市西区商 工センター六 丁目二番一 号	オリイブ薬局 愛宕山店 岩国市尾津町 二丁目一〇番 二二二号	居宅療 養管理 指導	平成二八、 一一、三 一

山口県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社エス マイル 広島市西区商 工センター六 丁目二番一 号	オリイブ薬局 愛宕山店 岩国市尾津町 二丁目一〇番 二二二号	居宅療 養管理 指導	平成二八、 一一、三 一
株式会社シロ モト薬局 岩国市中津町 一丁目三番 三四号	シロモト薬局 岩国市中津町 一丁目三番 三四号	居宅療 養管理 指導	平成二八、 一一、三 一
株式会社さ な 山口市阿知須 三二五七の二	宅老所あじす 喜楽苑つどい 山口市阿知須 三二五七の三	通所介 護	平成二九、 二、一 〇

(四三) 土地改良事業の工事の完了
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営尾津・龍ヶ鼻地区集落基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成二十七年三月二十五日

(四四) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十九年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

平成二十九年三月十七日(金曜日)午前九時から

(二) 場所

山口市宮野上二七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種 苗 に 関 す る 法 令	二
種 苗 の 産 地 及 び 系 統	二
種 苗 の 生 産 技 術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成二十九年三月十日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所によること。



山口県公安委員会告示第二号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年二月二十一日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十九年五月二十四日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十九年六月十三日(火曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類
(一) 検定申請書
(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料
一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他
(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)(を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種別 級 受検定員
雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日時 平成二十九年五月二十四日(水曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験
日時 平成二十九年六月六日(火曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格
山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)(を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類
(一) 検定申請書
(二) 添付書類
1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。